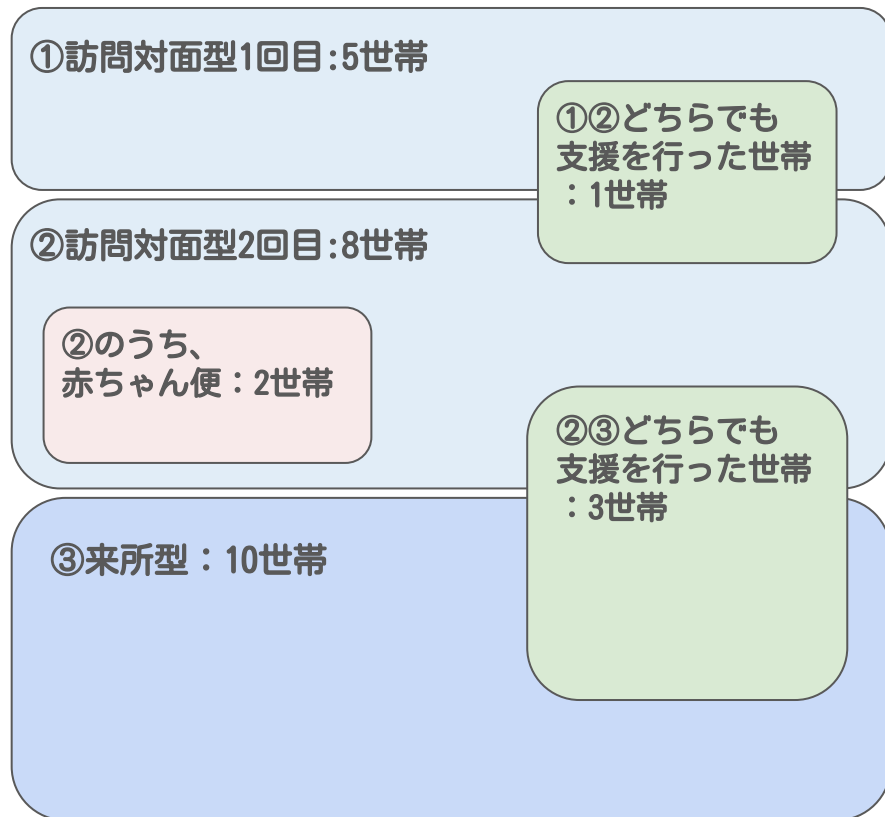


## ユニーク数の考え方

ユニーク数では、1ヶ月の内に同じ家庭に対して複数回支援を行った場合でも、支援世帯数は「1」とカウントします。



赤ちゃん便:2世帯

訪問対面型:①5世帯+②8世帯=13世帯

赤ちゃん便で申請する世帯:2世帯

①と②どちらにも含まれる世帯:1世帯

→ $13-2-1=10$ 世帯

来所型:10世帯

そのうち、訪問対面型で申請する世帯:3世帯

→ $10-3=7$ 世帯

※同じ世帯に対して、

1ヶ月の内に支援スタイルの異なる支援を行う場合は、どちらの支援スタイルに含めて申請していただいても問題ありません。ただし、支援スタイルにより食事等支援経費の上限額が異なりますので、ご注意ください。